

別記1

推進事業等の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

事業の名称	補助対象者
整備事業	<p>補助対象経費欄の(1)、(3)及び(4)の取組にあっては、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、次に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているもの（以下「協議会構成員」という。）とし、補助対象経費欄の(2)の取組にあっては、①協議会、②協議会構成員又は③狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者）等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、次に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。 コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>（協議会の要件）</p> <p>1 協議会が実施する補助事業等の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。</p> <p>2 1の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>（コンソーシアムの要件）</p> <p>1 コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。</p> <p>2 1の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>3 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。</p> <p>4 推進事業の補助対象経費欄の(5)の①の取組を実施することとし、併せて、補助対象経費欄の(5)の②、(8)、(9)及び整備事業の補助対象経費欄の(2)の取組を実施することができるものとする。</p>
推進事業	<p>補助対象経費欄の(1)から(3)まで、(6)及び(7)の取組にあっては、協議会とし、補助対象経費欄の(4)の取組にあっては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。</p> <p>補助対象経費欄の(5)、(8)及び(9)の取組にあっては、①協議会又は②コンソーシアムとする。</p>
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	協議会及び市町村（協議会の構成員に限る。）
中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業	①協議会又は②協議会構成員

別記2

整備事業に係る補助率は2分の1以内とする。ただし、次の1の場合にあっては100分の55以内、2の場合にあっては定額とする。

1 次の（1）から（6）までの要件のいずれかに該当する場合

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
 - (6) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- 2 鳥獣害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするとき。

別記3

推進事業に係る補助率及び補助の限度額は、次のとおりとする。

1 被害防止活動推進

2分の1以内。ただし、次の経費にあっては定額。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）が行う補助対象経費欄の（1）の②から⑩までの取組に要する経費
 - ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。
 - イ 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。
 - ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。
 - エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。
 - オ 補助対象経費欄の（1）の⑤の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。
 - カ 補助対象経費欄の（1）の⑥の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入（出没アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む。）、出没要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は2,000千円以内を加算できるものとする。
 - キ 補助対象経費欄の（1）の⑦の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に、専門家の知識・知見に基づく生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は1,000千円以内を加算できるものとする。
 - ク 補助対象経費欄の（1）の⑧の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に、他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。
 - ケ 補助対象経費欄の（1）の⑨の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。

- コ 補助対象経費欄の（1）の⑩の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に、GISを用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化したうえで、被害対策に活用する取組を行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。
- (2) 事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたって事業を実施する場合にあっては、実施隊が行う補助対象経費欄の（1）の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり（1）のア、イ、ウ、エの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。
なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（1）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。
- (3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、（1）又は（2）に代えて、補助対象経費欄の（1）の①から④までの取組に要する経費について、1市町村当たり2,000千円以内（（1）のエの場合は3,000千円以内）、事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたって事業を実施する場合にあっては、事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内（（1）のエの場合は3,200千円以内）の定額を受けることができるものとする。
なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（1）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。
- 2 実施隊特定活動
定額
- 3 I C T等新技術実証
2分の1以内。ただし、1市町村当たり1,000千円以内、事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたって事業を実施する場合にあっては、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額補助できるものとする。
- 4 農業者団体等民間団体被害防止活動
2分の1以内。ただし、1市町村当たり2,000千円以内、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合にあっては、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。
- 5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組
補助対象経費欄の（5）の①の取組に要する経費について、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設当たり350千円以内を限度額として定額補助できるものとする。
補助対象経費欄の（5）の②の取組に要する経費については2分の1以内。
- 6 鳥獣被害対策実施隊体制強化
補助対象経費欄の（6）の①の取組に要する経費について1市町村当たり2,000千円以内（1ヶ月の上限200千円）を限度額として定額補助できるものとする。
補助対象経費欄の（6）の②の取組に要する経費については2分の1以内とし、1市町村あたり500千円以内を補助金の限度額として補助できるものとする。
- 7 捕獲サポート体制の構築
(1) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が40名以上となる市町村にあっては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
(2) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあっては、1市町村当たり2,400千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 8 処理加工施設の人材育成
1施設当たり1,920千円（1ヶ月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 9 I C Tの活用による情報管理の効率化
1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 10 事業実施主体がコンソーシアムの場合
上記5、8、9によるものとするが、参画する市町村数に関わらず、定額交付できる限度額は、1コンソーシアム当たり10,000千円以内とする。

別記 4

中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業に係る補助率等は別記 2 を準用する。